

「消費者団体訴訟制度の在り方について」に対する声明

当団体は、消費者の権利利益の擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士、弁護士らで構成された特定非営利活動法人であり、これまでも、消費者団体訴訟制度の導入をにらみ、事業者の不当な行為について、その中止を求める申入活動を行ってきたものである。

国民生活審議会消費者政策部会消費者団体訴訟制度検討委員会は、2005年6月、消費者団体訴訟制度の導入を内容とする報告書を取りまとめた。

同報告書では、消費者被害が深刻な状況となっていることを踏まえ、消費者基本法8条が規定する「消費者の被害の防止及び救済の活動」の役割を消費者団体が担っていくために、消費者団体に事業者の不当な行為を差し止める実体法上の請求権を認めるべきであるとされている。この点は、極めて画期的な内容であり評価できる。

しかし、裁判管轄について事業者の普通裁判籍を管轄する裁判所を基本としている点は被害が発生している地に差止訴訟の証拠が存在すること、各地で活動している団体が被害発生地で訴訟を提起できなくなること等から、同制度の実効性を著しく損なうものである。裁判管轄は、事業者の不当な行為が行われた地を管轄する裁判所に認められるべきである。

また、事業者、事業者団体が行う契約条項の推奨行為を差止対象としていないこと、民法・商法規定に該当する行為を差止対象としていないこと、行政から適格消費者団体に対し資金的援助がなされないことなど、同報告書は同制度の実効性を損なうおそれがある内容を含むものである。

さらに、消費者団体の損害賠償（金銭）請求について緊急な検討課題としていないことも消費者被害をより効果的に未然・拡大防止する見地からは不適當である。

今後の立法化作業においては、上記の不十分な点について再度検討がなされ、真に消費者被害の未然・拡大防止に効果的な消費者団体訴訟制度が創設されるよう求めるものである。

当団体は、同制度が創設された際には、適格団体として、事業者の不当な行為につき、警告、差止訴訟を行い、消費者被害の未然・拡大防止に全力をつくす所存である。

2005年6月

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

代表者理事長 長尾治助

連絡先〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地 ヒロセビル5F

電話 075-211-5920 F A X 075-251-1003 E-mail mail@kccn.jp

担当 弁護士 長野浩三（理事・事務局長）